

健康保険証としてのマイナンバーカード

令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用でき、特定健診情報との連携が予定されています。また、薬剤情報・医療費情報の連携は令和3年10月から予定され2021年分の確定申告からは医療費控除のデータが自動入力できる予定です。

医療機関等では顔認証による本人確認と受付の自動化が予定されておりマイナンバーカードの健康保険証としての利用で不正防止と利便性の向上が期待されます。

医院や薬局の対応

厚生労働省は令和5年3月にはおおむね全ての医療機関、薬局でオンラインでの資格確認の導入を目指しています。

顔認証付きカードリーダーは、社会保険診療報酬支払基金から現物提供されますが、オンライン資格確認の導入、薬剤情報及び特定健診情報の閲覧のためのマイナンバーカードの読み取り、レセコン等のシステム改修等については補助金の交付申請をすることができます。

補助金等（診療所又は大型チェーン薬局以外の薬局）

| | |
|-----------------------|--|
| 顔認証付きカードリーダー | 1台（9.9万円まで）提供 （令和2年8月から受付開始） |
| レセコン等の 既存システムの改修費用 | 補助率 3/4 補助限度額 32.1万円 交付対象事業 令和5年3月31日 申請期間 令和5年6月30日まで |

補助金等の申請先は社会保険診療報酬支払基金理事長あてになります。

国税庁は、質疑応答事例で「間接交付された国又は地方公共団体の補助金で取得した固定資産の圧縮記帳の適用について」を公表しており、実質的に国からの直接交付を受けたものと認められる場合には、国庫補助金等に該当するとしています。

本補助金も圧縮記帳の対象と思われますので、固定資産の取得等の場合は圧縮記帳の適用にご留意ください。

被保険者・被扶養者の対応

健康保険証として利用するメリットとしては、転職、結婚等で健康保険証の発行（交換）の必要性がなくなります。一方で個人情報が蓄積されるためデータ流出のリスクはありますが個人的にはリスクよりもメリットの方が大きいと思います。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォンやパソコンから申請項目を入力し写真をアップすれば申請は完了します。約1か月後に交付通知書が届けば本人確認書類等を持参し市役所で本人が受け取ることができます。

既にマイナンバーカードの機能として身分証としての利用の他、住民票等のコンビニでの取得や確定申告書等に電子署名ができますが、マイナンバーカードの普及促進のために2020年9月1日からはマイナポイント(25%)の付与(上限5,000円)も始まります。

マイナポイントの付与

事前にマイナポイントのWEBページから申込みが必要です。電子マネー、QRコード、クレジットカード等、マイナポイントを付与する決済サービスを選ぶ必要があり、一度、選択すると変更はできません。

また子供のマイナンバーカードについても原則として本人のマイナポイントを申請しますが未成年者においては、法定代理人(親)名義の異なる決済サービスを選択することができます。

【付与期間】2020年9月1日から2021年3月31日まで

【対象】買い物又はチャージなどの利用金額の25%

(決済サービス事業者の独自の施策として上乘せポイントあり)